

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節 生物多様性の確保

3. ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境保全」と「賢明な利用」の推進

(1) 事業目的

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約※1湿地として登録されました。この条約の3つの柱である、「環境の保全」、「賢明な利用」及び「交流・学習」を推進し、貴重な地域資源を活用した地域振興を進めます。

(2) 取組状況

令和元年度に実施した主な事業は次のとおりです。

・中海・宍道湖一斉清掃

条約の趣旨である「環境の保全」と「賢明な利用」に対する地域住民の意識高揚を図るため鳥取・島根両県、沿岸自治体、住民等の参加により「中海・宍道湖一斉清掃」を環境月間である6月の第2日曜日に実施しました。

【参加者数：6,665人】

・子どもラムサール交流会

次世代の湿地保全を担うリーダーを育成するとともに、他のラムサール条約登録湿地との交流ネットワークを形成することを目的として、両湖周辺で活動する子どもたちと他の登録湿地で活動する子どもたちとの交流学习を鳥取県と共同で8～9月に実施しました。

【交流先：藤前干潟（愛知県）】

・大型水鳥普及啓発

宍道湖及びその周辺に訪れる大型水鳥類の魅力や重要性を周知するため、国土交通省出雲河川事務所及び沿岸市等と共同で「宍道湖・斐伊川環境フェア」を令和2年2月に出雲市で開催しました。

【来場者数：約500人】

また、冬季の宍道湖に生息、飛来する水鳥や水辺に関心をもってもらうため「水鳥観察会」を令和元年12月に宍道湖周辺の観察スポットで実施しました。

【参加者数：31人】

※1. ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年（昭和46年）に採択、1975年（昭和50年）に発効し、日本は1980年（昭和55年）に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379